

社会福祉法人やまゆり役員等の報酬、費用弁償に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、社会福祉法人やまゆり（以下「法人」という。）定款第9条及び第23条の規定に基づき、次の各号に掲げる者の報酬、費用弁償の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

- (1) 理事長
- (2) 理事
- (3) 監事
- (4) 評議員
- (5) 法人が招集した会議に出席した者
(報酬等の支給)

第2条 法人は、役員に対して職務執行の対価として、報酬を支給する。

2 評議員には、定款第9条で定める金額の範囲内で、報酬等を支給する。

3 第1項の規定にかかわらず、常勤役員で職員としての立場を有する者に対しては、報酬は支給しない。

(報酬の額の決定)

第3条 この法人の全理事の報酬総額は、年間300万円以内とする。

2 この法人の全監事の報酬総額は、年間50万円以内とする。

3 理事長の報酬は、別表に定める額とする。

4 理事長を除く理事に対する報酬は、別記1「理事長を除く理事の報酬」に定める額とする。

5 監事の報酬は、別記2「監事の報酬」に定める額とする。

6 評議員の報酬は、別記3「評議員の報酬」に定める額とする。

7 法人が招集した会議に出席した者には、別記4で定める報酬を支給する。

(報酬の支給方法)

第4条 理事長の報酬は、毎月15日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

2 理事長以外の理事、監事及び評議員の報酬等は、発生した月の1日からその月の末日までを1か月として締め切って計算し、翌月25日に支払うものとする。なお、支給日が土日、祝日にあたる場合は、その前日に支払うものとする。

3 理事長が月の途中で就任又は退任となる場合の報酬については、その月額を就任又は退任した日の属する月の全日数で除して得た額に、その月の就任日から又は退任日までの日数を乗じて得た額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、理事長がこれにより難いと認めた場合は、この限りではない。

(費用弁償の支給)

第5条 第1条第1号から第5号までに掲げる役員等が、その職務を行うために旅行をしたときは、法人の旅費規程により支給する。

(報酬等の支給方法)

第6条 報酬等は、本人の申出により、預貯金の口座振込の方法で支払うことができる。

2 報酬は、法令で定めるところによる控除すべき金額を控除して支給する。

(公表)

第7条 法人は、この規則をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第8条 この規則の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第9条 この規則に定めるもののほか、役員等の報酬及び費用弁償に関して必要な事項は理事長が理事会の承認を経て、別に定める。

附 則

この規則は、平成20年2月7日から施行し、平成20年1月15日から適用する。ただし、第2条にかかる理事長、常務理事に対する月額報酬は、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年3月26日から施行する。

附 則

この規則は、平成26年11月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成27年1月21日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年6月22日から改正し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年6月22日から施行する。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年3月29日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

附 則

この規程は、令和3年9月27日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年11月2日から施行する。

附 則

この規程は、令和6年7月1日から施行する。

別表

区 分	報 酬 額
理 事 長	月 額 250,000円

別記1 理事長を除く理事の報酬

理事会・監査会・評議員会・その他法人の会議出席の都度1人一律5,000円

2 その他法人の用務出席の都度1人1時間あたり1,000円

(1月の上限を100,000円とする)

別記2 監事の報酬

理事会・評議員会・その他法人の用務出席の都度1人一律5,000円

監査会の出席都度1人一律10,000円

別記3 評議員の報酬

評議員会の出席の都度1人一律5,000円

別記4 法人が招集した会議に出席した者の報酬1人一律5,000円